

別 紙

文 書 名	非 開 示 部 分	非 開 示 理 由
<p>大規模土地 開発事業審 議会 議事 録（開催日 ：平成28年 3月23日）</p>	<p>3 ページ 事務局発言 希少植物に関する部分</p>	<p>【情報公開条例第14条第6号該当】 県の機関が行う事務に関する情報であ って、公にすることにより、当該事務 の性質上、当該事務の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがあるもの</p>
	<p>3 ページ 自然環境課発言 希少植物に関する部分</p>	<p>【情報公開条例第14条第6号該当】 県の機関が行う事務に関する情報であ って、公にすることにより、当該事務 の性質上、当該事務の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがあるもの</p>
	<p>4 ページ 議長発言 設備撤去費用として、 事業費に関する部分</p>	<p>【情報公開条例第14条第3号イ該当】 協議者の開発事業に関する通常一般に 入手できない情報であり、公にすること で、当該協議者の競争上の地位その 他正当な利益を害するおそれがあるた め。</p>